

第4次米子市一般廃棄物処理基本計画に係る施策の推進等について

1 生ごみの減量について

第6章 循環型社会実現のための施策

1 家庭系ごみ対策 (P.78)

1-1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進

● 生ごみの減量

家庭系可燃ごみのうち33%は生ごみです。可燃ごみに占める割合は平成26年度の調査と比較して減少しているものの、1人1日当たりの生ごみ排出量は、米子市が190g/人・日であるのに対し、47市区町の平均値が167g/人・日であり、生ごみの減量が依然課題であることが分かります。

- ☐ 生ごみの水切りを周知し、生ごみの減量を図ります。
- ☐ 生ごみ処理機等の購入費補助に継続して取り組みます。
- ☐ ダンボール箱を利用した堆肥作りの普及促進に継続して取り組みます。

(1) 生ごみ処理機等の購入費補助の拡充

現在、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入費補助（約30件程度）を実施していますが、令和2年度は受付開始後3ヶ月程度で予算額に達し、本年度は1ヶ月で予算額に達するなど、生ごみ処理機等の購入に対する市民の関心の高まりがあります。

受付終了後も多くの問い合わせがあり、昨年度実施した購入者へのアンケート結果なども勘案すると、家庭から排出される生ごみの自己処理や減量化を促進するとともに市民のごみ減量意識の更なる向上等が見込めることから、この機を捉えて令和4年度に向け本事業の拡充を検討することとします。

(2) ダンボール箱を利用した堆肥作りの普及促進 (P.78)

現在、ダンボール堆肥の啓発講座とともに、「ダンボール堆肥入門キット」の無料配布などを行っていますが、本年度は無料配布の当初予定分が1日で終了するなど市民の関心の高まりがあります。

ダンボール堆肥の普及についても、生ごみ処理機等と同様な理由から、この機を捉えて令和4年度に向け本事業の拡充を検討することとします。

2 混合ごみ対策について

第6章 循環型社会実現のための施策

4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築 (P.84)

1-1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進

● 混合ごみ対策

混合粗大ごみを排出しやすくすることは、市民の負担を軽減するだけでなく、非常災害時の災害廃棄物の減量にもつながります。

- ☐ 他自治体の取組を参考に、混合粗大ごみ回収モデル事業を実施し、全市的な導入を目指します。

本市では、木などの可燃物と金属・プラスチック等の不燃物からなる混合ごみは、可燃部分と不燃部分を分解して出すようお願いしており、分解することが困難な場合は、市の許可業者に依頼するようお知らせしています。

しかし、市民アンケートの結果（令和元年度実施）、ごみを出すに当たり「分解や切断ができない」ため困っていると回答した人が 35%いること、今後必要な市の取組みについては、「分解が困難なごみの特別収集」と回答した人が、最も多い 46%いることから、混合ごみ（混合粗大ごみ）の処理に困っている市民が多いことが改めてわかりました。

また、近年大規模災害が数多く発生するなか災害廃棄物処理の観点からも、平時にソファや家具などの混合粗大ごみの適正処理を行うことによって、浸水被害等を受けた場合でも災害廃棄物処理量を減らすことになり元の生活に戻る期間を縮めることにもつながることから、特に混合粗大ごみ対策は必要であると考えています。

ただし、市内にどれくらいの廃棄すべき混合粗大ごみがあるのか把握ができていないのが現状です。

そこで、令和 4 年度に、米子市クリーンセンターを拠点に、「混合粗大ごみ回収モデル事業」の実施を検討し、市内全域の廃棄すべき混合粗大ごみの処理量を把握するとともに、次年度以降に全市展開する場合の回収ノウハウ等を得て、制度の導入を目指します。

なお、財源については、再利用ビンや古紙類など収集量の減少が顕著に見られる収集品目の見直し等によって確保可能か否か検討を進める予定です。

【参考】○周辺他市町村の状況

●鳥取県内で実施している市町村

市町村名	収集方法	処理手数料	備考
鳥取市	大型ごみ受付センターに電話予約し、玄関先で収集	品目により 500 円～2,500 円（現金払い又は事前購入した納付券シールでの支払い）	処理施設への直接持込も可能
境港市	粗大ごみ引取サービス（市に電話予約し、玄関先で収集）	引取料 1,047 円＋178 円/10 kg	処理施設への直接持込も可能（198 円/10 kg）
大山町	年間 3 回程度、名和クリーンセンターでの拠点回収	10 kg 当たり 210 円	
伯耆町	年間 2 回程度、伯耆町清掃センターでの拠点回収	10 kg まで 500 円で、以降 10 kg ごとに 150 円を加算	

●島根県内の隣接市

市町村名	収集方法	処理手数料	備考
松江市	粗大ごみ受付センターに電話又はメールで申込み、電話等で確認した収集場所で収集	1 個につき 763 円（事前購入した粗大ごみ処理手数料券で支払い）	年度内 2 回まで。1 回につき 2 個まで。
安来市	環境政策課に電話又はホームページから申込み、玄関先で収集	事前購入する粗大ごみ収集券 1 枚 520 円。1 枚につき 3 個まで。	年度内 2 回まで。処理施設への直接持込も可能

3 資源ごみ回収運動推進事業奨励金の事業廃止について

この事業は、ごみの減量やリサイクルを目的に、子ども会・自治会・PTA等の団体が、「古紙類・ビン類・空き瓶ケース・金属類等」の資源ごみの回収運動を実施し、業者に売却した場合に、その量(重さ)に応じて報奨金を交付する制度です。

本市では、平成3年度から実施していますが、近年登録団体の減少や偏重とともに、資源ごみの収集ルートも確立されており事業目的も担保されています。

よって、本事業を廃止した場合に、本市の資源ごみのリサイクル総量が減少することは想定しづらいと考えています。また、リサイクルに対する市民の意識を醸成するという本事業の所期の目的も概ね達成されたものと判断し、令和3年度を以て廃止するものです。

【参考】○他自治体の実施率（令和元年度）

全 国	58.2%	(実施自治体 1,014／1,741)
鳥取県	73.7%	(実施自治体 14／19)
島根県	21.1%	(実施自治体 4／19)

○ごみ減量化及び再資源化に係る各事業の実績について（事務報告調べ）

別紙参照